

春花壇コンクール 入賞区決定

ゆうゆうと輝く市民の会主催「花いっぱい運動春花壇コンクール」には24区から応募があり、審査を行った結果、次の区が入賞しました。

- 【最優秀賞】** 中番区
 - 【優秀賞】** 若葉台区
熊坂区
 - 【奨励賞】** 坂ノ下区
北稻越区
 - 【特別賞】** 向ヶ丘区
- 問合せ** 文化学習課
☎ 73-8041



▲中番区の花壇

放課後子どもクラブ児童支援員を募集します

市では、小学校の放課後や夏休みなどに児童を預かる放課後子どもクラブを開所しています。子どもたちの遊びや生活指導をしてくれる人を募集します。

勤務地	勤務時間	資格	内容	時間給	申込み
金津子どもクラブ （花乃杜二丁目20-1） 中央子どもクラブ （市姫一丁目9-18） 細呂木子どもクラブ （滝63-8） 伊井子どもクラブ （清間12-4） 金津東子どもクラブ	長期休暇期間の8時～18時のうち6時間勤務 *クラブによって勤務時間などに変動あり	65歳未満 （保育士や幼稚園教諭、教員の免許、社会福祉士などの資格保有者優先） ・児童の安全確保 ・生活指導	（中川18-10） 芦原子どもクラブ （田中々々2-25） 本荘子どもクラブ （下番7-1） 北潟子どもクラブ （北潟35-11） （保育士や幼稚園教諭、教員の免許、社会福祉士などの資格保有者優先） ・児童の安全確保 ・生活指導	900円 （通勤手当あり）	【期限】7月3日（月） 履歴書（写真添付）を持参または郵送してください。

子育て支援課
☎ 73-8021

児童手当の現況届を提出してください

現況届は、毎年6月1日における養育や所得の状況を確認するものです。

- 提出されない場合には、児童手当が受けられなくなり、ますので、ご注意ください。
- 持ち物**
 - ・現況届（受給者あてに郵送済み）
 - ・印鑑
 - ・（スタンプ印不可）
 - ・受給者本人の保険証
 - ・受給者名義の通帳
 - （振込口座を変更したい場合）

- 提出先**
 - ・所得証明書（平成29年1月1日）にあわら市に住民登録がない人
 - ・対象児童の住民票謄本（平成29年6月1日現在、受給者と対象児童が別居している場合）
- 【期限】6月30日（金）**
子育て支援課
☎ 73-8021

あわら市国民健康保険加入の皆さまへ

安心かつ健全な国民健康保険運営を図るために、市は国民健康保険加入者の健診受診状況や結果を正確に把握することになっていきます。職場または自分で健診や人間ドックを受けている人は、健診結果（写し）の提出にご協力ください。希望者には、返信用封筒をお送りします。

尿病や脳血管疾患などの生活習慣病を未然に防ぐためにも、年に1回は市民健診を受けるようにしましょう。

対象者 国民健康保険に加入の40～74歳の人で、平成28年4月以降に人間ドックや健診などを受診した人（市の人間ドックや特定健診を受診した人は除く）

問合せ 市民課 保険年金G
☎ 73-8015

農地の賃借料

平成28年1月から12月までの1年間における農地の賃借料の状況は次のとおりです。この「賃借料情報」に拘束力はなく、あくまでも賃借料決定の参考として提供するものです。実際の貸し借りの際には、圃場条件などを踏まえた上で、当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただくようお願いいたします。

問合せ 農業委員会事務局（農林水産課内） ☎ 73-8024

農地の区分		賃借の状況 (10 a 当たりの賃借料)	
田	第1地域 重義・番田・田中々・堀江十楽・布目 轟木・新田・東善寺・谷島・上番・根上り・仏徳寺・中番・下番・玉木 河間・宮前公文・北本堂・角屋・中浜 新・古・坂ノ下・新用・馬場・北稻越 伊井・古屋石塚・桑原・清間・南稻越・河原井手・池口 南足田・北足田・次郎丸・御簾尾	全賃貸借件数	548 筆
		平均賃借料	15,665 円
		うち最高額	20,000 円
	うち最低額	7,500 円	
田	第2地域 舟津・二面・牛山・国影・井江葎・横垣 北潟東・北潟西・赤尾 矢地・菅野 中川・東田中・瓜生・北野・北・前谷・笹岡・熊坂・畝市野々・牛ノ谷 滝・青ノ木・宮谷・高塚・蓮ヶ浦・細呂木・指中・沢	全賃貸借件数	799 筆
		平均賃借料	10,799 円
		うち最高額	16,000 円
	うち最低額	3,534 円	
畑	第3地域 浜坂・波松・城・番堂野 千束 下金屋・上野 東山・後山・清滝・鎌谷・柵・権世・権世市野々 山室・清王・山西方寺・柿原・山十楽・坂口・橋屋・樋山 吉崎	全賃貸借件数	93 筆
		平均賃借料	8,716 円
		うち最高額	10,000 円
	うち最低額	3,000 円	
畑	坂井北部丘陵地	全賃貸借件数	120 筆
		平均賃借料	9,831 円
		うち最高額	15,000 円
		うち最低額	2,600 円

* 使用貸借など、特別な事情による貸借または地域の平均と比較して著しく高額な貸借は除外しています。
* 賃借料に用水費などの負担を含めるかどうかは統一されていません。双方の協議により決めてください。

国民年金加入者へのお知らせ

区分	所得金額
全額免除	（扶養親族等の数+1） × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
納付猶予	（扶養親族等の数+1） × 35万円 + 22万円

▼ **保険料の免除および猶予制度**
経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合に、本人の申請により、保険料の納付が免除または猶予される制度です。保険料の免除や猶予を受けず、保険料が未納の状態では、万一、障害や死亡となった場合、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられないことがあります。

▼ **対象期間** 申請日から過去2年1カ月分の未納分

要件 本人、配偶者および世帯主（猶予の場合は本人および配偶者）の前年所得合計が次の金額以下であること
* 所得の申告をしている必要があり、猶予が認められるのは50歳未満に限ります。

▼ **お得な付加年金**
毎月の保険料に付加保険料（月額400円）を追加で納付すると、年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金額（年額）
＝ 200円 × 付加保険料納付月数

例えば、付加保険料を10年間納付した場合は、付加年金2万4000円（年額）が老齢基礎年金に上乗せされます。つまり、**年金を2年以上受け取れば、納めた付加保険料分よりも多くもらえる**ため大変お得です。

ただし、国民年金基金に加入している人は、付加保険料を追加することができません。

対象 第1号被保険者および任意加入被保険者（国民年金基金に加入している人を除く。）

申込み 印鑑をご持参ください。
市民課 保険年金G
☎ 73-8015

